部長及び参事官
殿
所　属　長

刑企発第469号
（少年、人対、捜一）
令和５年12月21日
５年保存（口訓）
本　部　長

刑事訴訟法第321条の３の概要及び同条施行に伴う代表者聴取運用時の留意事項について（通達乙）

児童虐待を始めとする児童を被害者等とする事案や性犯罪の被害者が精神に障害を有する事案への対応については、高知地方検察庁、高知県中央児童相談所、同県幡多児童相談所及び県警察の三機関の代表者による聴取を実施しているものであるが、この度、刑事訴訟法第321条の３（以下「本条」という。）が創設され、本年12月15日から施行された。

本条の概要及び運用上の留意事項については下記のとおりであるので、適切な運用に努められたい。

記

１　本条の趣旨及び概要

⑴　趣旨

性犯罪の被害者等にとっては、被害状況等を繰り返し供述すること自体が大きな心理的・精神的負担になるところ、特に児童や知的障害等の精神に障害を有する者等のいわゆる供述弱者である被害者等から被害状況等を聴取するにあたり、いわゆる司法面接的手法を用いた聴取が広く行われるようになっている。

もっとも、本条施行前の刑事訴訟法の下では、捜査段階において司法面接的手法を用いて聴取が行われた場合であっても、捜査段階における聴取結果を記録した録音・録画記録媒体は、公判では、いわゆる伝聞証拠として証拠能力が認められないのが原則であり（同法第320条第１項）、それを証拠とすることについて被告人が同意しない場合、その聴取結果を法廷に証拠として顕出するためには、供述不能等の厳格な要件（同法第321条第１項第２号・第３号）を満たさない限り、証人尋問で被害者等に逐一詳細に証言させざるを得ず、性犯罪の被害者等の心理的・精神的負担の軽減を図る上で必ずしも十分ではなかった。

そこで、本条において、司法面接的手法を用いた聴取により得られた性犯罪の被害者等の供述を公判に顕出するための新たな伝聞例外を創設することとされた。

⑵　本条第１項の概要

ア　対象者

本条の対象者は、本項第１号に掲げる者、すなわち、同号イ及びロに掲げる一定の性犯罪の被害者のほか、「犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者」である。

イ　対象となる録音・録画記録媒体

本条の対象となる録音・録画記録媒体は、「第１号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体」であって、「その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したもの」である。

「供述及びその状況にかかる録音及び録画を同時に行う方法により記録」することの意義については、刑事訴訟法第301条の２（逮捕又は勾留されている被疑者に対する取調べ等の録音・録画）第４項と同様であり、聴取者の質問や発言も「供述の状況」に含まれ、供述者が沈黙している状況も、供述をしていないという意味において「供述の状況」に含まれる。

「開始から終了に至るまでの間」の意義についても、同条第１項と同様であり、証拠として用いる供述がなされた聴取について、実質的にみて聴取を開始したときから終了したときまでを意味する。

ウ　措置要件

(ｱ)　趣旨

本条においては、対象となる録音・録画記録媒体に記録された供述が、本項第２号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであることが要件とされている。

司法面接的手法は、元来は、供述者がいわゆる供述弱者である場合に、できる限り正確に、かつ、できる限り多くの事実を聴取するために開発された手法であり、具体的な手順には様々なものがあるが、いずれにおいても、その中核的な要素は、

○　供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置（本項第２号イ）

○　誘導をできる限り避けることその他の供述者の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置（本項第２号ロ）

が採られることであり、これらが特に採られることが必要な措置として掲げられた。

本項においては、これらの措置が「特に採られた」ことが必要とされているところ、これは、これらの措置自体が、被害者・参考人の取調べにおいて、一般的に採られ得るものであることを踏まえ、そうした通常の配慮を超えて、個々の供述者のそれぞれの特性に応じた特段の配慮の下に措置が採られたことを要することとする趣旨である。

(ｲ)　「供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置」

本項第２号イにおいて、必要な措置として「供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置」が掲げられた趣旨は、このような措置を講ずることにより、供述者において、記憶を喚起しつつ、一連の出来事をありのままに表現することが可能となり、その供述について信用性の情況的保障が担保されると考えられることによる。

したがって、同号イにおける「十分な供述をする」とは、

○　捜査にとって有用な内容であるか否かを問わず、供述者において、その記憶に基づいて一連の出来事に関する事実関係をできる限り正確に、かつ、できる限り多く述べることができること

を意味する。

その上で、同号イにおける「供述者の不安又は緊張を緩和すること」として、例えば、

○　本題に入る前に、供述者との間で話しやすい関係性を形成するための会話を行うこと

○　聴取を行う場所として、供述者が安心して供述できるよう配慮された場所を用いること

などが想定される。

また、同号イにおける「その他の供述者が十分な供述をするために必要な措置」として、例えば、

○　低年齢の供述者から聴取するにあたり、児童の集中力に関する心理学的知見を踏まえ、聴取環境や聴取時間等について適切に配慮すること

などが想定される。

(ｳ)　「誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするための必要な措置」

本項第２号ロにおいて、必要な措置として「誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要

な措置」が掲げられた趣旨は、このような措置を講ずることにより、供述者からより正確に事実を聴取することが可能となり、その供述について信用性の情況的保障が担保されると考えられることによる。

したがって、同号ロにおける「不当な影響を与え」とは、

○　供述者が一連の出来事に関する事実関係をその記憶に基づいて正確に述べることができなくなるような影響を与えること

を意味する。

その上で、同号ロにおける「誘導をできる限り避ける」とは、誘導又は暗示的な発問について、可能な範囲でこれを避けることを意味し、具体的には、例えば、

○　事実関係の聴取に際して、誘導的な発問から開始するのではなく、まずは、いわゆるオープン質問を用い、いわゆるクローズド質問は、供述内容の具体化、明確化等に必要な場合に必要な範囲で用いること

などが想定される。

また、同号ロにおける「その他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするための必要な措置」としては、例えば、

○　面接者が、極度に親和的であることが児童の迎合性を高める可能性があるとの心理学的知見を踏まえ、極度に親和的に接することを避けること

などが想定される。

エ　相当性要件

本項においては、「聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認めるとき」であることが要件とされている。

これは、前述本項第２号に掲げる措置が特に採られて聴取が行われた場合、その結果を記録した記録媒体は、一般的に信用性の情況的保障が担保されているといえるものの、例えば、聴取前に、誘導又は暗示の影響を受けて供述者の記憶が大幅に変容するなどしていた場合、聴取の結果を記録した記録媒体によって供述及びその状況を確認するのみでは事前の記憶の変容が判明せず、信用性の判断を誤らせる危険があることから、そのような場合にまで証拠能力を認めることは相当でないと考えられることによるものである。

オ　聴取主体

本条においては、聴取主体を限定することとはされていない。

これは、司法面接的手法による聴取の結果を記録した録音・録画記録媒

体の証拠能力の要件としては、聴取主体が誰であれ、司法面接的手法において求められている措置が採られたことこそが重要であり、聴取主体を限定する必要はないと考えられることによる。

2　留意事項

⑴　本条の対象となる録音・録画記録媒体

証拠能力の特則にかかる規定は訴訟法規であり、訴訟法規が改正された場合には、特段の経過規定がない限り、新法が適用されるところ、本条についてはそのような特段の経過規定はないことから、本条の施行前に聴取結果を記録した録音・録画記録媒体についても、本条の施行後はその対象となる。

⑵　相当性要件の立証

相当性要件の立証にあたっては、被害者等による事件情報の開示から代表者聴取等の聴取実施までの間（以下「初期聴取期間」という。）に、被害者等に対して誘導や暗示を用いるなどして記憶の汚染を生じさせてはならないことはもとより、初期聴取期間における被害者等の供述及び聴取状況等について具体的かつ詳細に記録した上で、その記録を捜査報告書等により確実に証拠化すること。